日韓における難民申請者等への対応 一法的地位と公的支援を中心に一

呉 泰 成

目次

はじめに

- 1. 日韓における難民申請者等の推移
 - 1-1. 難民認定者
 - 1-2. 人道的滞在
 - 1-3. 難民申請の際の在留資格
- 2 入管難民法と外国人政策
 - 2-1. 日韓の入管難民法
 - 2-2. 外国人政策:非正規滞在者の排除
 - 2-3. 全件収容主義と仮放免
- 3. 条約難民に対する対応
 - 3-1. 日本
 - 3-2. 韓国
- 4. 難民申請プロセス
 - 4-1. 空港湾での申請
 - 4-2. 国内滞在での申請
- 5. 難民申請者等の法的地位と公的支援
 - 5-1. 法的地位5-2. 日本:保護費
 - 5-3. 韓国:生活費

おわりに

キーワード:難民申請者等、法的地位、公的

支援、入管難民法、日韓

はじめに

アジアは、世界の難民の約半数の出身地であると同時に、その現在における滞在地でもある

(松岡2014a:164)。それなのに、東アジアで難民条約に加入している国は、日本、韓国、中国の3カ国に限られており、しかも、欧米諸国に比べて難民の受け入れ、保護に積極的ではない¹。そこでそうした好ましくない現状の問題点を明らかにするための一つの方法として、東アジアに属する日本と韓国の、難民認定者等に対する対応の比較を試みる。なお、ここでいう「難民申請者等」(Asylum Seekers)とは、キム・ジョンチョルらに倣って「難民認定者、人道的配慮による在留者、難民認定申請中の者を合わせた概念」とする(キム・ジョンチョルほか2014:22-23)。

さてその日韓両国は、東アジアのなかでも相対的に外国人労働者を多く受け入れており、しかも、受け入れ制度とそれを規定する出入国管理及び難民認定法(以下、入管難民法)が類似していることから、これまでにも比較研究が行われてきた(Seol and Skrentny 2009:春木2014;呉2019)。ところが、そうした入管政策と密接な関連をもっているはずの難民政策の比較研究はそれほど進んでおらず、欧米諸国との比較が主流になっている(難民支援協会編2006;이병렬・김희자2011)。それと言うのも、日韓両国ともに難民条約に基づいた難民(条約難民)の受け入れはしているが、他の先進諸国に比べてその認定率が著

中央アジア (カザフスタン、トルクメニスタン)、東南 アジア (カンボジア、フィリピン)、南アジア (アフガ ニスタン、イラン)、西アジア (アルメニア、アゼルバ イジャン、ジョージア、トルコ、イエメン) となる。

¹ ここでいう難民条約とは、1951年の条約と1967年の議 定書を合わせた概念である。国連による地域区分を基 にすると、アジア50カ国のうち難民条約に加入してい るのは東アジア3カ国を除くと次の12カ国、すなわち

しく低いからである。例えば、全国難民弁護団連絡会議(全難連)が公開する「G7+韓国・オーストラリアにおける難民認定数等の比較」では、日韓両国の難民認定率は、日本が0.3%、韓国が3.1%となっており、カナダ(56.4%)、アメリカ(35.4%)、英国(32.5%)などそのほかの国に比べると、はなはだしく低い水準になっている 2 。

日韓において難民認定率が低いのは、実は難 民制度それ自体の問題というよりは、難民政策 が入管法や外国人政策と密接に関連しているか らである。例えば、韓国で2004年に行われた難 民の実態調査では、難民申請者が仕事を探すこ とが大変困難になっており³、その理由として 雇用許可制度の導入以降、非正規滞在者の雇用 に関する取締りが強化され、就労可能な在留資 格を持っていない難民申請者を雇用することを 雇用主も忌避する傾向が強くなったことが挙げ られている(민주사회를 위한 변호사 모임 외 2004:13)。両国ともに非熟練の外国人労働者の 受け入れを制限してきており、そのなかで難民 認定申請者を「就労」または「滞在」を目的と した「偽装難民」とみなす傾向が強いのである。

さらに言えば、近年日本では入管収容施設での被収容者の死亡事件、ハンストなどにより、長期収容の問題に対する社会的関心が高くなっているが⁴、そうした被収容者のなかには、日本で庇護を求めて難民認定を申請している人が多く含まれている。また複数回の難民申請者をもっぱら「偽装難民」とみなすことで、規制強化、難民認定申請の厳格化が進んでいる。他方、韓国でも2017年12月からイエメン難民が済州道に大量流入したことを契機に、難民が社会

問題化され、規制強化が検討されてきた。

両国ともに、難民認定申請者(以下、難民申請者)が増加しているのに難民認定が少ない。 それはつまり、難民申請の段階に置かれている 人々が増加しているということに他ならない。 したがって、難民に関わる諸問題を外国人政策 と関連させて考える際には、外国人労働者の受 け入れや統合政策よりも、難民申請者と重なる 非正規滞在者の取締り、収容、強制退去など、 外国人の排除に注目する必要がある。本稿では このような問題意識から、日韓における難民申 請者等の実態と政策的対応などを、外国人政 策、とりわけ非正規滞在者の排除との関連づけ を探っていく。

ところで、よく知られているように、難民と は、1951年の難民の地位に関する条約における 難民の定義、すなわち「人種、宗教、国籍或い は特定社会集団の構成員の身分、また政治的意 見を理由に迫害を受ける恐れがあるとみなす合 理的理由がある恐怖 (well-founded fear) によ り、国籍国(常住国)の外にいる者として、そ の国籍国の保護を受けることができないか、或 いはそのような恐怖により、国籍国の保護を受 けることを望んでない者」を指す。この条約は 「1951年1月1日以前の事件の結果として」とい う時間的、また「ヨーロッパ」という場所的制 約があったが、1967年の難民議定書で、これら の制約は取り外された。ただし、この定義によ る難民の庇護は、受け入れ国の裁量に委ねられ る(本間2001)。以上の中でもとりわけ「受け入 れ国の裁量」、これが問題なのである。

本稿では、とりわけ次の2点に注目する。そ

² UNHCR 拠出金など詳細なデータは全難連ホームページを参照 (www.jlnr.jp/stat/index.html)。(2020年2月20日)

³ この調査は、日本のJAR (Japan Association for Refugee: 難民支援協会) が2002年に行った「難民認定申請者 等に対する生活状況調査 (2002年5月14日)」をもとに

した調査である。https://www.refugee.or.jp/library/report/2002/05/14-0000.shtml(2020年2月20日)

⁴ 例えば、樫田(2019:2020)、『世界』No. 927(2019年12月号)の「難民を追いつめる日本」、「ハンスト飢餓死に終止符を!入管の収容・送還問題の改善を求める院内集会」(2019年11月14日、参議院議員会館)など。

の一つは、いわゆる「全件収容主義」(原則収容 主義とも言われる)である。それは、収容に適 するか適さないかの判断を下すことなく、入管 法違反の事実さえあれば、たとえ逃亡の可能性 がなくても、だれでも収容されうることである (呉2017)。もう一つは、非正規滞在者の合法化 政策である。合法化とは、非正規滞在者を退去 強制させずに滞在、活動を特別に許可する制度 である(近藤2001:289)。近藤はこの合法化を、 大規模に行われる「一般アムネスティ」、小規模 かつ個別的に行われる「在留特別許可」、そして 両者の折衷的な「特別アムネスティ」に区分す る (近藤2010:167-8)。この合法化の方式は日 韓において異なっている。これら2つが難民申 請者の待遇をいかに特徴づけるのか、それにつ いての日韓の相違に注目する。

以上の問題意識に基づいて、以下の手順で議 論を展開する。第一章では、日韓における難民 申請者等に関する全体像を確認する。とりわ け、認定者の範囲、非正規滞在者の割合に注目 する。第二章では、日韓の入管難民法の形成過 程と、その内容の相違を確認したうえで、日韓 の外国人政策、とりわけ非正規滞在者への対応 の相違を明らかにする。韓国における非正規滞 在者の増加を「合法化」に関連して論じる。第 三章では、両国における難民制度の主な変化を 検討し、難民申請者への対応の厳格化傾向を論 じる。第四章では、難民申請プロセスと関連し て、難民申請者等の法的地位を検討する。それ を通じて、収容と仮放免に関する日韓の相違を 指摘する。第五章では、難民申請者等の法的地 位をまとめた上で、日韓の難民申請者に対する 公的支援の実態とその問題点を検討する。最後 に、これまでの分析を通じて明らかになった日 韓における難民への対応の特徴を指摘する。

1-1. 難民認定者

まず、日韓における「難民申請者等」統計から確認しよう。【図表1】は、1990年代半ばから現在までのその推移を示している。難民申請者が1,000人規模を超えたのは、日本では2008年、韓国では2011年であり、両国において2010年前後から難民申請者数が急増する傾向がみられる。特に2018年を境に、日韓における難民申請者数が逆転していることが注目できる。日本における難民申請の激減は、2015年9月に「難民認定制度の運用の見直し」、2018年1月17日に、「難民認定制度の適正化のための更なる運用の見直しについて」が発表され、難民申請と認定における厳格化が行われたことがその背景となる。

次に、難民認定者数である。日本で条約難民 が初めて認められたのは1982年であり、その数 は67人である。他方で、韓国では2001年はじめ て1人の認定者を出している。 難民認定者数を 比較する場合、過去のインドシナ難民と第3国 定住(タイ、マレーシアから受けいれたミャン マー難民) は別に考える必要がある。またもう 一つ考慮すべき点は、韓国の難民認定者数分類 と違いである。韓国の法務部の統計とは違って 難民支援団体の難民人権センター(以下、 NANCEN)は、難民認定者の総数を(1)一次 審查、(2) 異議申立、(3) 第三国定住、(4) 家族再結合、(5)行政訴訟から認定された者に 区分している。なかでも「家族再結合」は、難 民認定者が本国にいる配偶者と未成年の子ども を呼び寄せることが権利として認められており、 その数は難民認定者全体の3割を占めるほど高 くなっている⁵。しかし、日本の場合、認定者 の家族呼び寄せは可能であるが、統計として把

^{1.} 日韓における難民申請者等の推移

⁵ 家族呼び寄せの場合、在外公館で「短期訪問」(C-3) 資格を得て韓国に入国した後に、難民認定が行われ

る。関連する法律は、難民法37条(配偶者などの入国 許可)である。

握することができないために、【図表1】では、 それを「呼び寄せ」として別途に示している。

1-2. 人道的滞在

難民としては認定されてないものの、難民性が 高い者に対して日本では「在留特別許可」(その 他の庇護)、韓国では「人道的滞留許可」として 対応があり(以下、人道的滞在)、近年この人道 的滞在の認定が増加傾向にある。まず、日本の 「その他の庇護」は、難民不認定とされた者のうち、入管法61条の2の2により、在留特別許可を受けた者など人道上の配慮を理由に在留が認められ在留資格変更許可を受けた者を指す。他方で、韓国の人道的滞留許可を受けた者は、難民法2条の3によれば「難民の定義に該当しないが、拷問など非人道的処遇や処罰、或いはその他の状況により、生命か身体の自由などを顕著に侵害されうると認める合理的根拠がある者で、大

【図表1】日韓における難民申請者等の統計

	日本				韓国				
	申請	認定	第三国	その他	申請	認定	(呼び寄せ)	再定着	人道
1994	73	1	-	9	5	-	-	-	-
1995	52	2	-	3	2	-	-	-	-
1996	147	1	-	3	4	-	-	-	-
1997	242	1	-	3	12	-	-	-	-
1998	133	16	-	42	26	-	-	-	-
1999	260	16	-	44	4	-	-		-
2000	216	22	-	36	43		-	-	-
2001	353	26	-	67	37	1	-	-	-
2002	250	14	-	40	34	1	-	-	8
2003	336	10	-	16	84	12	-	-	5
2004	426	15	-	9	148	18	(4)	-	1
2005	384	46	-	97	410	9	-	-	13
2006	954	34	-	53	278	11	(3)	-	13
2007	816	41	-	88	717	13	(11)	-	9
2008	1,599	57	-	360	364	36	(16)	-	14
2009	1,388	30	-	501	324	70	(15)	-	22
2010	1,202	39	27	363	423	45	(10)	-	35
2011	1,867	21	18	248	1,011	42	(13)	-	20
2012	2,545	18	0	112	1,143	60	(20)	-	31
2013	3,260	6	18	151	1,574	57	(33)	-	6
2014	5,000	11	23	110	2,896	93	(22)	-	539
2015	7,586	27	19	79	5,711	83	(43)	22	194
2016	10,901	28	18	97	7,542	64	(34)	34	246
2017	19,629	20	29	45	9,942	91	(35)	30	318
2018	10,493	42	22	40	16,173	144	(60)	0	514

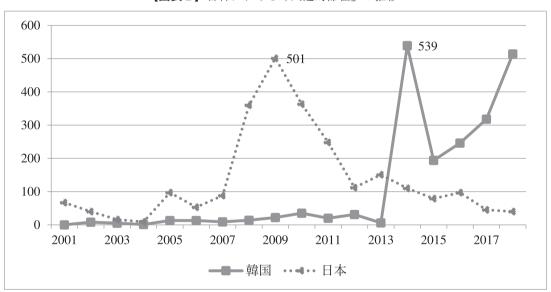
注:日本の定住難民(インドシナ難民)を除く。日本の「その他」とは在留特別許可による「その他の庇護」を指す。ここで示す韓国の認定者数には「呼び寄せ」は含まれるが、「再定着」は含まれない。

出所:日本の法務省の難民庇護の状況等、韓国の법무부『출입국・외국인정책통계연보』、NANCENの資料などを参考に筆者作成(以下、「両国の統計をもとに筆者作成」とする)

統領令の定めにより、法務部長官から在留許可を受けた外国人」を指す。【図表2】で示すように人道的滞在は、日本では、2009年にミャンマー人に対し、他方で韓国では2014年にシリア人に対して許可を行ったことで激増している⁶。

この人道的滞在と「補完的(補充的)保護」を区分する必要がある⁷。「補完的保護」(complementary protection)とは、「拷問防止協約及び自由権規約などにより、保護すべき義務があるが、難民の5つの迫害事由に包摂されない者に対して補完的に追加して包摂すること」を指す(召세진2018)。日韓における人道的滞在

者は、法務大臣の裁量により恩恵的な次元で行われているため、この補完的保護とは異なり、さらに難民認定者に比べて法的地位も一般の外国人と変わらないか、もっと脆弱である。例えば、韓国の難民法では、強制送還禁止(第3条)と就労許可(第39条)以外に処遇に関する規定がなく、生活保護、医療保険、教育、家族再結合などにおいて課題が多いと指摘される8。また就労が可能であるが、難民認定申請者と同じ在留資格「G-1」資格であるために、就労できない外国人と雇用主がみなす場合が多いという(回け対2015)。



【図表2】日韓における「人道的滞在」の推移

出所:両国の統計をもとに筆者作成

^{6 1994}年から2015年5月末まで、シリア人の難民申請は、713人である。その結果を内訳でみると、①難民認定者3人、②不認定者585人(うち、人道的滞留者577人)、③撤回73人、④審査中は52人(1次審査51人、異議申請1人)となる。シリア難民の多くは、シリア内戦以前から自動車部品の輸出産業に従事するためにビジネス関連ビザで韓国に入国していたが、内戦により、帰国することができず、難民申請を行っているいわゆる「現地滞在中の難民」(Refugee Sur Place)である(叫 난対 2015; 이일 2015)。

⁷日本では「補完的保護」という用語を使っており、そ の詳細が『難民研究ジャーナル』で特集されたことが

ある (難民研究フォーラム編2015)。

⁸ その権利とは(a)人道的滞留許可の事由が消滅されるまで国内滞在が可能で、意思に反して本国に送還されない、(b) 1年以内の在留延長、(c)移動の自由(有効なパスポートとビザがあれば、海外に出かけることが可能)、(d)就労許可、(e)医療支援、(f)19歳未満の教育を受ける権利、(g)5年以上滞在し、帰化申請である。ちなみに、医療支援は「外国人労働者等、疎外階層の医療サービス支援」がある。これは、保健福祉部と市道など自治体から認証を受けた医療機関に委託された形で、医療サービスを提供している。

1-3. 難民申請の際の在留資格

難民申請者の場合、先進諸国に比べて認定率が低いことを前提にすると、多くの難民認定申請者は再申請を含む申請段階に置かれていると考えられる。不認定になると、場合によっては非正規滞在者となり、収容、退去強制とされることもありうる。【図表3】は、1994年から2018年までの韓国における難民申請者の総数(48,906人)の内訳を示している。不認定者も再申請する可能性があるので、全体の8割が審査中になる可能性がある。

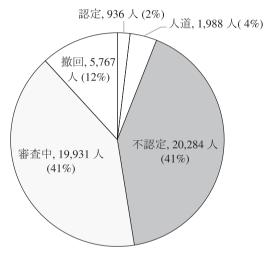
難民申請者が申請時に非正規滞在である割合は、日韓において差異がみられる。日本での難民申請者は、非正規滞在の状態で申請する場合が減少している。それは非正規滞在者が全体的に減少傾向にあること(【図表5】参照)と、正規滞在者から難民申請をする傾向が高いことが背景にある。他方で韓国では、難民申請者の3割が非正規滞在の状態で申請しており、その総数も年々増加している。

2. 入管難民法と外国人政策

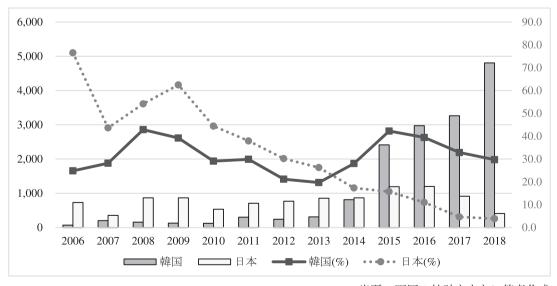
難民認定を含む外国人の出入国管理は、入管 難民法により規定されている。この名称からわ かるように、難民への対応は外国人政策全般に 係る問題であり、「難民」という独立したカテゴ リーとして、そのほかの外国人と完全に切り離

【図表3】韓国の難民申請者の内訳(1994~2018年)

出所: 법무부(2019:94) をもとに筆者作成



【図表4】 難民申請者の非正規数と割合



出所:両国の統計をもとに筆者作成

して論じることはできない⁹。というのは、両国において難民を含む外国人の出入国、滞在を管理する管轄するのは法務省(韓国では法務部)であり、迫害から保護すべき難民に対する認定も同じく法務省(法務部)が行うからである¹⁰。したがって、両国の難民政策は、入管政策、言い換えれば、受け入れ、統合、非正規滞在者の排除に関連する外国人政策のなかに位置づけられ、一方では包摂、もう一方では排除というそれぞれの政策の狭間に置かれていると考えられる。

2-1. 日韓の入管難民法

ここで、入管難民法について確認しよう。日 本において出入国管理令が制定されたのは、 1951年11月である。その入管令は、テッサ・モ ーリス=スズキによれば、アメリカ移民帰化局 の元官吏であったニコラス・コラールによって 作成された草案に基づいていて、アメリカ議会 で審議されていた1952年移民帰化法の条文と中 核的要素が類似している(テッサ・モーリス= スズキ2005a: 2005b)。この移民帰化法は、当時 の冷戦という社会状況に深く影響されており、 「不穏分子」を締め出し、強制送還する広範な権 限を国家に与えたが、日本の入管令は、国外退 去されるべき外国人について長々と詳細に規定 することになり、他方で法務大臣には国外退去 されうるカテゴリーに当てはまる人々への退去 命令を取り消し、日本国内への残留を許可する 権限(在留特別許可)も与えた(テッサ・モー

リス=スズキ2005b:134-5)。

よく知れているように、1950年代の日本には、 「外国人」となった旧植民地出身の在日朝鮮人が 多く居住しており、また敗戦後に朝鮮半島に戻 った朝鮮人が、経済的理由、朝鮮戦争などの政 治的不安などで「密航」という形で再び日本に 渡ってくる現状も起きていた(朴2017: 권혁태 외 2017)。他方で、1960年代において政治的亡 命してきた者の流入は見られたものの、認める ことはなかった11。政治亡命者に対する日本の 具体的対応は、非正規滞在者としての退去強制 であり、在留特別許可で在留資格を与える事例 は、過去日本に居住した経験がある在日朝鮮人 に限られていた(宮崎1970:佐原2013;柏崎 2018)。佐原は、人権よりは、韓国や台湾との外 交関係が優先されることで、亡命者や難民とし てではなく「不法入国者」として扱い、その入 国、滞在における「不法性」を問題視して庇護 権の行使を否定していたことを示すと指摘する (佐原2013:54)。

他方で、韓国で出入国管理法が制定されたのは、1963年3月であり、それ以降1977年、1983年、1993年(すべて12月)に全文が改正されて現在に至る¹²。なかでも1993年の改正は、1992年12月に難民条約に加入したことによる改正である。難民条約に加入する以前の時期において、庇護を求めて韓国に流入する難民・庇護申請者がみられたが、当時の国内の経済的状況、軍事独裁政権期という政治的状況など、難民を

⁹ 韓国で新たな難民法施行においても、いくつかの条項は入管法の影響を受ける。

¹⁰ JARは「日本の難民認定はなぜ少ないか?」において、その理由の一つとして難民認定の実務を法務省入国管理局が担っていることを指摘し、難民を保護するより、管理する視点が強いことを問題としている(www.refugee.or.jp/jar/report/2017/06/09-0001.shtml)。(2020年2月20日)

¹¹ 法律制定までは至ってないものの、1960年代後半から政 治亡命者保護法の成立を求める動きが法律家・弁護士 などを中心とする有識者により行われた(佐原 2013:

^{54)。}また、難民条約の加入に関しては、1962年の第41 回衆議院法務委員会と翌年の参議院の法務委員会で議 論されている(宮崎1970:14-16)。

¹² 解放から1963年までの時期においては、出入国管理の遂行のための法律の前身として1949年11月に公布された「外国人の入国・出国と登録に関する法律」があり、その所管は、外務部であった。この法律では国民の出入国に関する手続きなどの規定はなかった。出入国管理業務が外務部から法務部に移管されたのは1961年10月である(閏早早2003)。

受け入れるような状況でもなく、日本のように外国からの難民受け入れに関する圧力があったわけでもない(정인섭2009)。例えば、韓国にも1970年代後半から多数のベトナム難民が流入したが、韓国人と結婚など縁故がある一部の人を除いて、すべては釜山にある難民収容施設に収容された後に、最終的にアメリカ(661人)、オランダ(109人)、フランス(71人)などに再定住している(上営全2013)¹³。

韓国の入管法には、日本の「在留特別許可」に当たる「在留許可の特例」(第61条)がある¹⁴。2017年12月に施行された現在の出入国管理法の「在留許可の特例」では、退去強制の異議申し立ての決定において「異議申請の理由なしと認められる場合でも、容疑者が韓国国籍を持った事実があるか、そのほかに韓国に滞在する特別な事情があると認められた場合に在留を許可することができる」と規定している。しかし実態では、この特例により在留が認められるケースはまれである(呉2018b)。

日本では非熟練労働者の受け入れに関する議論のなかで、日本の特殊性として国土の狭さ、単一民族であること、外国人犯罪、労働市場への影響などが論じられ、それがもたらす問題を懸念し、非熟練労働者の流入、受け入れを制限することを正当化してきた。同じく、韓国でも入管法が制定された1960年代において重要な論理として指摘されたのが、人口密度と経済発展である(閏早早 2003) ¹⁵。すなわち、人口密度が高いために、人口抑制政策と出移民が、他方で経済発展のために、海外観光客の誘致、技術

を持つ外国人を積極的に受け入れることが奨励された。とりわけ、人口密度に関しては、出移 民を奨励することにつながり、それは結果的に、 外国での韓国人に対する処遇を考慮して、国内 における外国人に一定の配慮をせざるを得ない 状況を作っていると考えられる。このような背 景も日韓において外国人処遇に対する認識の差 異を生み出すことになっている。

2-2. 外国人政策:非正規滞在者の排除

まず、両国における非正規滞在者の推移から確認しよう。【図表5】は、両国における非正規滞在者の推移を示しているが、日本では、2004年から2008年まで「不法滞在者5年半減計画」を実施した結果、非正規滞在者は22万人から11.3万人に減少している。その後も、非正規滞在者は徐々に減少しており、2018年現在で65,250人となっている。非正規滞在者の減少は、出入国管理の厳格化、取締り、退去強制によるものでもあるが、他方で、在留特別許可を多く認めた結果でもある¹⁶。

他方で、韓国でも日本のような半減政策を実施している。それは2008年に「今後5年以内に不法滞在率を、国家が管理可能な水準である10%にすることを目標」にした「不法滞在者減少5カ年計画」の実施である。韓国でも非正規滞在者に対する取締強化に伴い、2012年まで一時的に非正規滞在者が減少したが、その後再び増加傾向となった。とりわけ、2018年には過去最大の35万人となっている。法務部の説明では「国内の観光産業の活性化、平昌オリンピックの

^{13 1977}年~1989年まで海上で救助され、韓国に入国したベトナム難民を韓国では「第二次ベトナム難民」というが、釜山の難民収容所が閉鎖される1993年までに死亡者2人を除いて1,380人が収容された(上영순2013)。

¹⁴ 出入国管理法の制定当時、関連条項は存在しなかったが、1966年1月に制定・施行された出入国管理法施行令において「居住許可の特例」(第34条)としてはじめて新設された(呉2018b)。

¹⁵ 韓国の法務部では、1962年から毎年業務推進計画を立 てているが、1968年度の業務推進計画では、韓国の出 入国管理業務における特殊性を取り上げている。

¹⁶ 元入管職員である木下洋一氏によれば、この「不法滞在者5年半減計画」を当時入管内部では「在特祭り」と表現したという(2019年11月18日、入管問題救済セミナー「『入管問題』」とは何か?))

開催などで門戸を拡大したこと」がその要因と 考えられる(법무부2019:76)。

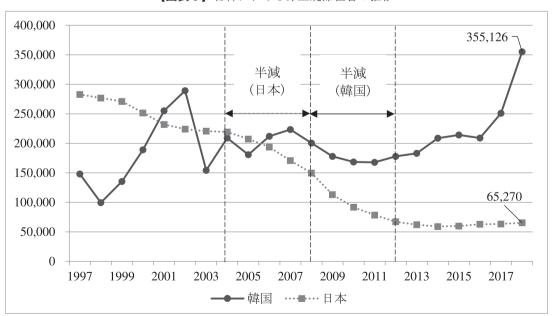
もう一つ注目すべき点は、韓国の非正規滞在者の変化である。その推移が一定しないのは、非正規滞在者に対する合法化に関連している。つまり、韓国では非正規滞在者に対し、一定の滞在・就労を可能にしたうえで、自主的帰国を促す政策を取っている(呉2018b)。これは、在留特別許可を通じて、個別的に合法化を実施している日本と大きな相違点の一つである。

2-3. 全件収容主義と仮放免

日本では、非正規滞在者を強制送還するために、難民申請中の人も含めた「すべての人を収容する」という「全件収容主義」が原則になっている(根本2017:68)。すなわち、退去強制手続きを進めるにあたり、すべての「容疑者」を収容することでその手続きを円滑にしようとしているが、入管難民法にその規定があるわけではない(坂中・齋藤 [1994] 2012:638)。超過

滞在などで退去強制事由に該当する疑いがある 外国人は、収容令書によって外国人収容施設に 収容されるが、それは逮捕状や拘留状とは異な り、裁判所の関与はなく、入管内部の手続きだ けによるものである(児玉2020)。他方で、退去 強制令書が発布された場合には、送還可能な時 まで収容することができる。この「上限なき収 容」が最近問題となっているが、一定の保証金 を納付するなどにより収容から解放を請求する ことができる。これを「仮放免」(韓国では「保 護の一時解除」) という (児玉2020; 呉2017)。 しかし、「収容が小さな牢屋で、仮放免が大きな 牢屋 | (정지윤2019) と表現されるように、仮放 免になっても移動、就労、健康保険などの受給 における制約があり、在留を認める期間が1~2 ヵ月と短いために頻繁に出頭し、滞在期間を更 新する必要もある。

日韓の入管難民法は、類似しているが、韓国 はこの「全件収容主義」を取っていないことに 大きな違いがある。すなわち、韓国の場合、難



【図表5】日韓における非正規滞在者の推移

注:ここでいう非正規滞在者とは超過滞在者を指す。

出所:韓国の법무부『출입국・외국인정책통계연보』、日本の「不法残留者数 | をもとに筆者作成

民申請が不認定であることで、収容されることはあまり見られない(呉2019)。それを明らかにするのは、仮放免者数の相違である。【図表6】は、日本の退去強制令書を受けて仮放免になった者の推移を示す。この仮放免者のおよそ5~6割が難民認定申請者に該当すると考えられる。他方で韓国の「保護の一時的解除」の許可件数は、2011年137件、2012年116件、2013年149件、2014年114件、2015年(7月まで)56件に過ぎない(『중앙일보』2015.09.10)。もちろん、この「保護の一時解除」のなかで、どのくらい難民認定申請者が含まれているかはわからないが、この数値だけ比較してもその差異は明らかである。言い換えれば、これは日韓における収容施設の位置づけが異なることを示すのである。

3. 条約難民に対する対応

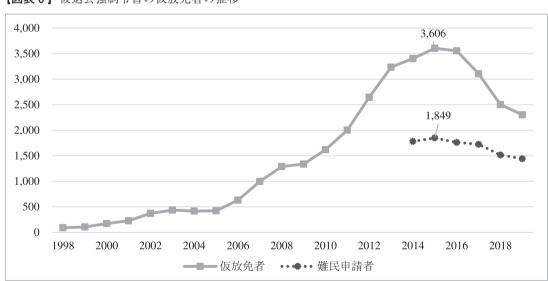
ここでは、日韓における難民制度の主な変化

を検討し、難民認定申請に対する受付、審査の 厳格化が進んでいる状況を確認したい。

3-1. 日本

1982年に難民条約に加入し、入管難民法になったことから難民申請が可能になったが、当時難民申請において制約となったのは「60日ルール」である。入管難民法61条の2の2は「難民申請は、その者が本邦に上陸した日(本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあっては、その事実を知った日)から60日以内に行わなければならない」と規定するからである。

この「60日ルール」は、難民申請を行う際に 大きな壁となってきたが、2002年5月に中国瀋陽の日本総領事館で起きた「駆け込み事件」を 経て¹⁷、2004年に入管難民法の大幅な改正が行 われた。その主な内容は、①仮滞在許可制度の 創設、②認定者の法的地位の安定化、③難民審 香参与員制度の創設である。なかでも、仮滞在



【図表6】被退去強制令書の仮放免者の推移

出所:収容・送還に関する専門部会 (第3回会合資料4)、法務省発表をもとに筆者作成

を、国際社会に強く印象付けたといわれている (難民 受け入れのあり方を考えるネットワーク準備会編2002)

¹⁷ 日本総領事館に駆け込んだ北朝鮮出身者の一家 5 人が 中国当局に拘束されたこの事件は、日本がとってきた亡 命者・難民受け入れのあり方が限界に達していること

許可制度は、難民申請段階で非正規滞在者であった者に対して在留などを認める制度であるが、 実態においてそれが十分に反映されていない。 【図表7】で示すように、2008年から2018年間に おける仮滞在の許可率はおよそ1割程度に過ぎ ない。

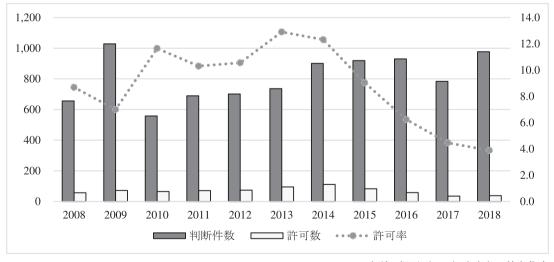
さらに2015年からは、「難民認定制度の濫用・誤用事例の急増を背景に、審査期間が長期化し、真に庇護を必要とする難民を迅速に庇護することに支障が生じる」とし、難民制度運用の見直しを行っている¹⁸。難民申請者に対しては2ヵ月以内に4つのタイプに振り分けて、認定審査を行うことになった。そして2018年には、更なる運用の見直しが発表され、正規滞在中に申請した人に対しても、滞在、就労を制限している。2018年における難民申請者の振り分けは、申請者10,493人に対して、A案件は、27人に過ぎす、ほとんどがD案件(8,155人)または

B案件(1.825人)になっている。

これまでの経過を整理すると、2004年の入管 難民法改正以降、難民認定者の増加の一方で難 民申請さえも厳しく制限するような動きとなっ ている。その背景としては、2016年4月7日に 出された法務省入国管理局長による「安全・安 心な社会の実現のための取り組みについて」に 関連しているとの指摘がある(児玉2020:38)。 すなわち、2020年の東京オリンピック・パラリ ンピック開催に向けて、不法残留者及び偽装滞 在者、退去強制令書が発付されても送還を忌避 する外国人など、不安を与える外国人を大幅に 縮減することを喫緊の課題としている政策の影 響だという。

3-2. 韓国

他方で、韓国では1993年12月の入管難民法の 制定後、2012年2月に入管難民法から切り離し



【図表7】仮滞在許可数と許可率

出所: 児玉 (2019) をもとに筆者作成

で、複数回の申請又は退去強制令書発布後に初めて申請した者が425人 (73%) にのぼるとして、「難民制度の濫用的利用者の存在は、早期送還にとって大きな支障」と指摘する。

¹⁸ 出入国在留管理庁が2019年10月に発表した「送還忌避者の実態について」では、被収容者のうち、日本からの退去を拒んでいる被収容者を「送還忌避者」と命名し、それが858人に及ぶことを明らかにしている。「送還忌避者」のうち、難民申請歴があるのは582人(68%)

た独自の難民法を制定(2013年7月施行)して 現在に至る¹⁹。難民法以前の大きな変化は2008 年12月改正(翌年6月施行)である。この改正 では難民申請後1年間、難民認定の決定(1次) を受けられなかった場合、就労許可の申請がで きるようにした。そして、難民手続きの期間は 従来の3年から1年に短縮され、難民関連の業 務に携わるスタッフも6人から11人に増員され た(キム・ジョンチョル2010)。これは、審査の 処理件数の増加が、難民認定者の増加をもたら した。しかし、就労を可能にしたことで、逆に これまで黙認してきた非正規滞在者の就労が禁 止され、その就労を理由に外国人収容施設に収 容する事例がみられるなどの問題も生じている (キム・ジョンチョル2010)。

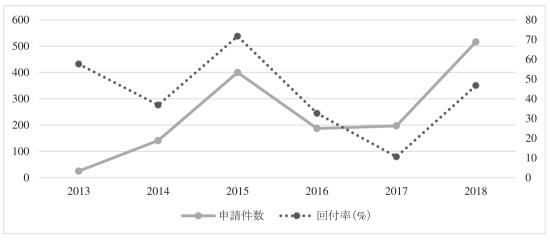
2013年から難民法が施行されることによって、空港や港湾(以下、空港湾)での難民申請が可能になったが、「難民認定申請者の地位を付与し、審査を行うかどうか」の決定する「回付」というスクリーニング制度を通らなければならない。

難民人権センターの資料によると、最近5年間の6つの空港湾での難民申請件数は、全体的に増加する傾向にあるが²⁰、回付率は【図表9】で示すように半分にも満たない。不回付の決定になると、通常の入国不許可処分を受けた外国

振分け区分 難民の可能性が高い 速やかに特定活動(6月、就労可) Α 明らかに難民に該当しない В 在留制限 С 同じ理由で再申請 振分けなしに在留制限 申請から6ヵ月以内:特定活動(3月、就労不可) A·B·C以外 D 申請から6ヵ月経過後:特定活動(6月、就労可) 失踪した実習生・退学した留学生など 特定活動(3月、就労不可)

【図表8】日本における難民の振り分け

出所: RAFIQ編(2019:33)、『Mネット』(204号)をもとに筆者作成



【図表9】難民申請件数と回付率(2013~2018年)

出所: NANCEN 資料を基に筆者作成

¹⁹ 韓国の新しい難民法の制定過程、その内容などについては、以下が参考になる(松岡2014a;申2017;キム・ジョンチョルほか2014;藤原2012)

²⁰ 6つの出入国港とは、仁川空港、金浦空港、済州空港、 金海空港、蔚山湾、東海湾であるが、そのうち仁川空 港が圧倒的に多い。

人と同じく、送還指示書により「送還待機室」 に送られるが²¹、なかには帰国を拒否し、空港 で暮らす人もみられる²²。これらの人に対する 不服、処遇に関する立法上の規定は存在しない。

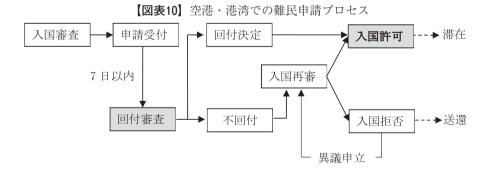
4. 難民申請プロセス

では、難民申請者の法的地位を、難民申請プロセスとの関連で検討しよう。難民申請者は、難民申請者に該当する在留資格が存在しないために、申請段階における在留資格の有無、その内容によってその処遇も大きく異なる。ここでは、申請段階を(1)入国時の空港湾での申請、(2)入国後の申請に分け、さらに(2)の場合は、(a)在留資格あり、(b)在留資格なしに分けて検討する。

4-1. 空港湾での申請

日本では、空港湾での難民申請は可能であり、 一時庇護上陸審査によって許可が得られれば 「一時庇護上陸」になり、難民申請を行うことに なる。しかし、現実には空港湾での申請は少な く、多くの申請者は入国後に難民申請をするの が一般的である。その理由は、空港湾で難民申請し、一時庇護上陸が不許可になった場合、成田、羽田など空港にある収容施設で収容される恐れがあるからである。例えば、JARが公開している入管施設での状況をみると、成田から牛人に移送された事例は、2016年9月時点では88人、2018年2月時点で203人となっている²³。筆者が行った被収容者に対する聞き取り調査でも、羽田空港で難民申請をしたが上陸許可が得られず、東京出入国在留管理局(品川)、その後に東日本入国管理センター(牛久)に移収されているケースがある。

他方で、韓国では【図表10】で示すように、回付審査が必要となる。空港で申請して7日以内に結果が出て「回付」が決定されれば、難民申請者としての地位と入国許可が出されて、90日以内の滞在が認められる。入国後に地域の管轄出入国事務所で外国人登録を行い、「その他」(G-1)の在留資格に変更することができる。他方で、回付されない場合は、再審査があり、最終的に入国が拒否された場合は、送還される可能性がある²⁴。



²¹ 送還待機室は、470㎡規模であり、仁川空港の2階に位置する。「出国待機室」(Waiting Room)、IN-AD室とも呼ばれる。仁川空港の場合は、仁川空港航空社運営協議会(AOC)と契約した会社が管理する。

²² 例えば、『東洋経済』(2019年7月3日) https://toyokeizai. net/articles/-/289947 (2020年2月20日)

²³ JARが公開している東日本入国管理センターへの質疑

応答は、2016年9月21日、2018年2月26日に行われた 二つがある。

²⁴ 実務的な問題として指摘されるのは、高い水準の通訳の保障、弁護士の助力を得ること、信頼関係がある者の同席が許可されない点である(난민네트워크・대한 변호사험회 2016:14)。

4-2. 国内滞在での申請

次に、国内に滞在する中で難民認定申請を行う場合である。両国の申請プロセスが類似しているので簡単に確認しておこう。

難民申請によって難民調査官25(韓国では難 民審査官)が個別的にインタビュー(面接)を 行い、申請内容が事実かどうかを判断して調査 して決定する。これを「一次審査」という。日 本と韓国とも、およそ6ヵ月を越えない範囲で 結果が通知される。この一次審査で不認定とな った場合、結果を受け取った日から7日以内(韓 国では30日以内)に異議申立てを行う26。異議 申請がある場合、12人で構成された難民審査参 与員(韓国では難民委員会)により、「二次審 査」が行われる。口頭陳述・審尋の結果を踏ま えて、難民審査参与員は、法務大臣に対して意 見を具申し、法務大臣はこれに基づいて異議申 し立てに対する決定を行う。難民認定申請に対 して不認定処分がなされても、滞在が求められ る特別な理由があれば、日本では在留の資格が 認められる(在留特別許可)。他方で韓国では、 この在留特別許可に当たる「人道的滞留」があ り、一次審査の不認定後にも結果が出される。 韓国の「人道的滞留」は難民申請者に限定され、 一次と二次審査で不認定となった難民申請者に 出されることが特徴である。

他方で、超過滞在などで在留資格がない状態、 すなわち非正規滞在者で難民申請を行う場合は どうだろうか。この場合は、二つに大別できる。 (1)出頭による申請、(2)摘発された後、入 管収容施設での申請である。両国における大き な相違は、(1)の場合である。韓国では、超過 滞在期間に応じて賦課される罰則金を支払う必 要があり、その支払いができれば入管収容施設に収容されることはない。その後の法的地位に関しては、難民支援を行う弁護士の話によると、「難民認定申請受付証」が出され、3ヵ月毎に在留期間を更新するという。もし、難民申請が不認定となった場合は、滞在期間が残っている中で再び難民申請をすることができる。この場合は、在留資格が得られることではなく、「出国命令」が出されるが、難民申請者であるために出国猶予となる。もし、在留期間内に申請ができなかった場合は、出国猶予が出るか、あるいは退去強制命令を出して収容される場合もある²⁷。

日本では、2015年、2018年の難民制度の見直しによって再申請を厳格化している。韓国は難民申請者に対して再申請を制限する規定を設けていないが、2016年7月に「滞在管理強化指針」を施行して再申請者に対して滞在と就労を制限している²⁸。再申請者は、在留資格(G-1資格)が付与されず、「出国命令書」で1ヵ月毎に出国猶予という形で、在留期間を延長している。日韓両国において難民の再申請に対する厳格化の傾向がみられる。

5. 難民申請者等の法的地位と公的支援

5-1. 法的地位

ここまで難民認定のプロセスにおける日韓の政策的対応の比較を行った。それぞれの法的地位をまとめると以下の【図表11】のように示すことができ、類似点が多いのがわかる。しかし、筆者の日本の難民申請者への聞き取り(呉2018a)、韓国の実態調査報告書から、見受けられる一つの相違点がある。それは、韓国の「外国人登録証」の存在である。日本では在留制度を見直し

²⁵ 難民調査官は、入管職員である。インタビューは、1 回から数回で行われ、弁護士・知人などが同席することは認められていない(難民支援協会編2006:110)。

²⁶ あるいは90日に司法部に行政訴訟を提起しなければな らない。

²⁷ 어필 (APIL) の김세진 (キム・セジン) 弁護士へのインタビュー (2019年9月5日、韓国ソウル)。

NANCENによる「국내난민심사현황」(2018년12월31 일기준)の再申請者審査現況を参照(https://nancen. org/1939?category=118980)(2020年2月20日)

たことで、外国人登録証を廃止し、在留カードが導入された。それによって、在留資格がない外国人の身分証明ができなくなっていることで、携帯やインターネット契約など、日常生活において様々な制約を被る。したがって、日韓における難民認定者等の処遇について、在留資格、就労、健康保険の適用の可否という制度的側面だけでなく、その制約がもたらす生活面における実態に関する調査が必要であろう。以下では、難民申請者に対する公的支援を詳細に検討したい。

5-2. 日本:保護費

日本では、難民申請者を支援する様々な団体 があるが²⁹、そのなかで外務省の委託団体のRHQ (難民事業本部)があり、1995年から難民申請者 に対して「保護費」を支給している。この「保護費」とは、①生活費、②宿舎料、③医療費が含まれ、毎月一人つき生活費は1日1,500円(1ヵ月45,000円)、宿舎料45,000円(単身)、医療費30,000円を上限に実費精算される³⁰。その支給状況は【図表12】で示すようになっている。

2016年の328人の申請に対して受給できなかったのは120人とされる³¹。しかし、受給においても様々な問題が指摘される。具体的にどのような問題であるかを、受給を経験した当事者の聞き取りからまとめる³²。

受給の経験を持つ当事者から指摘される問題 点は主に以下の3つである。第一に、対象の制 限である。具体的には、国内に親戚や家族がな い者と1回目の難民申請者に限られることであ

	日本	在留資格等	在留期間	就労	保険加入		
	難民認定	定住者	3年更新	可	可		
在留特別許可		特定活動	1年更新	可	<u>n</u>		
難民申請	在留資格あり	特定活動	3~6ヵ月更新	6ヵ月後	可		
	在留資格なし	仮滞在	1~3ヵ月更新	不可	可		
	仕曲貝俗なし	仮放免	1~2ヵ月更新	不可	不可		
	韓国	在留資格	在留期間	就労	保険加入		
	難民認定	居住 3年更新 可		可	可		
J	道的滞在	その他	1年更新	可	可		
難民申請	在留資格あり	その他	3~6ヵ月更新	6ヵ月後	可		
	在留資格なし	保護の一時解除	3~12ヵ月更新	不可	不可		
	1年 具俗なし	出国命令	3ヵ月更新	不可	不可		

【図表11】日韓の難民申請者等の処遇

出所: 難民支援協会編 (2006:121-149)、 김지림 (2018)、 支援団体の聞き取りを参考に筆者作成

【図表12】「保護費」支給状況

		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
	申請	389	347	377	421	313	266	328
	受給	678	576	552	518	384	309	345
ĺ	期間	13ヵ月	14ヵ月	13ヵ月	16ヵ月	16ヵ月	12ヵ月	11ヵ月

出所: 答弁書第90号参議院議員石橋通宏君提出難民認定状況に関する質問に対する答弁書 (2016.04.01); 答弁書 第146号参議院議員石橋通宏君提出難民認定状況に関する質問に対する答弁書 (2017.06.27) をもとに作成

²⁹ 難民申請者の聞き取りから、支援を受ける主な団体 として、以下の団体をあげている。JAR(難民支援協 会)、SH(セカンド・ハーベスト)、CTIC's Refugee Services、ISS (International Social Service Japan: 日本 国際社会事業団)、カトリック大和教会など。

³⁰ 難民支援協会編 (2006:148-9) をもとに、聞き取り

調査を踏まえて修正。

³¹ 答弁書第146号参議院議員石橋通宏君提出難民認定状 況に関する質問に対する答弁書(2017.06.27)

³² 以下で取り上げる難民申請者への聞き取りは、筆者が 2017年8月から2018年6月まで行ったものである。

る。「一回目の難民認定申請者に限られるけれ ど、多くは何回も申請をして難民認定、或いは 在留資格が得られるのが一般的ではないか | (仮 放免者KE氏)との指摘が寄せられている。第 二に、保護費が手渡しである。在留資格がない ことで在留カードが作れない申請者の場合、銀 行などの金融機関の口座が開設できず、振り込 みができないので、交通費を支払ってわざわざ RHQまで直接行かないといけない。RHQの事 務所は、東京の広尾、関西は神戸にあるので、 遠方からの申請者には時間的、経済的負担とな る。第三に、申請の際にプライベートにかかわ る質問や要求がある。例えば、「いままでどのよ うに生活したか」など詳細に述べなければなら ない。また申請の際には、スイカなど交通カー ドを持っていれば、最近3ヵ月間の記録提示を 要求したり、途中で難民認定が却下された場合、 残りの分を返済したりする必要もある。第四に、 保護費を受給している場合、支援者、友人など から現金の支援があった場合は保護費から除か れる33。ある当事者は、「友達から(お金が足り なくて) 1万円を借りたが、そのお金を除いて 保護費を受け取った。借りたのになぜマイナス にならなければならないのか」(仮放免者MI氏) と指摘する。

保護費は、申請してすぐもらえるものではない。「困っている人は待ってない。すぐ助けてくれないと困る。来週来てと言われても」(在留特別許可のNM氏)、その間いかに過ごせばよいのだろうか。また一日1500円と設定されているが、光熱費、水道代などの生活に必要な最低の諸費用を考えると、一日で食費として使えるお金ははるかに少なくなる。そのような条件から結局、「一日500円使うように生活した」(在留特別許可

のNM氏)とも言われる。このように難民申請者に対する生活支援には制約が多い。

5-3. 韓国: 生活費

他方で、韓国ではRHQのような委託団体は存在しないが、難民申請者に対しては政府からの「生活支援」が行われている。その対象は、日本と同じく1回目に難民認定申請を行う者に対して、6ヶ月以内の生活費の支援を受けることができ、また居住に関しても難民支援施設に居住することが可能である。

まず生活費支援は、「難民認定を申請した日」から6ヵ月以内となり、難民支援施設に入居する場合は、267,540ウォン(およそ25,000円)と、そうではない場合は382,200ウォン(およそ36,000円)の金額が口座に振り込まれる。また難民認定申請をして6ヵ月後には資格外活動の許可を得て就労が可能となる。しかし、生計費支援において様々な問題が指摘されている。例えば、6ヵ月間といっても支給期間は平均3ヵ月に過ぎず、また受給できているのは全体難民申請者の3.2%(2017年度)に過ぎない。

ここでいう難民支援施設とは「難民支援センター」(Refugee Reception Center. 以下、センター)である³⁴。センターの設立経緯、設置をめぐる支援団体、地域住民、市議会の反対などは、松岡が詳細に取り上げているので、それを参考にしつつ、ほかの関連資料をもとに本稿に関連するものだけを取り上げる(松岡2014b)³⁵。センターは、仁川国際空港の近くの永宗島(雲西駅)に位置する。2013年11月に開所し、82人が居住できる生活館、教育館(教育施設)、本館(行政施設)がある。生活館の居住は6ヵ月が上限となっているので、年間収容可能な人数は164

³³ 米、野菜などは関係ないが、集会に参加して現金を受け取った場合は保護費から除かれる。

³⁴ 難民収容施設の名称は、「難民レセプションセンター」、 「難民支援センター」、「出入国・外国人支援センター」

があり、政府の公式名称は「出入国・外国人支援センター」となっている。

³⁵ 関連資料として『한겨레21』980호 (2013.10.02);981 호 (2013.10.09)。

人である。センターへの入居対象は、(1)韓国の出入国港における難民申請者、(2)韓国入国から90日未満の者、(3)乳幼児を同伴した者、あるいは親を伴わない未成年者、高齢者、障がい者等が優先的に利用できる。

NANCENの政府に対する情報公開請求で明らかになった資料によると、2017年基準でセンター利用率は、難民申請者が71%、再定住難民が29%を占める。年間入居率は、2015年に66.4%、2016年に69.5%、2017年に62.8%となっているが、再定住難民を除くと入居率は、53%、48%、44.5%と低下する³⁶。再定住難民を除く、一般の難民申請者の居住率が低い理由は、都心から離れた立地条件にあることから、多くはセンターを利用するより、都心の民間の難民支援団体、或いは同じ出身のコミュニティの近くに居住するのが一般的である。

おわりに

これまで日韓における難民申請者等に対する 対応を、入管難民法からみられる法的地位と公 的支援の比較から検討してきた。ここで明らか になったことを3つにまとめよう。

第一に、日韓の難民申請者等の推移において類似点が多い。もちろん、新たに難民法を制定した韓国において難民認定者と人道的滞在者が増加傾向にあり、また在留資格なしで難民申請を行う者が多いなど、いくつの相違点はみられる。しかし、多数が難民申請中、または不認定の状態であることは両国において変わりない。第二に、日韓の入管難民法における相違点は、「在留特別許可」(在留許可の特例)の運用においてみられる。言い換えれば、非正規滞在者に対する「合法化」への異なる対応は、日韓における難民申請者等の収容や仮放免者の差異をも

たらす。第三に、日韓における難民申請者等の 法的地位や公的支援は、多く制限されており、 大きな相違は見当たらない。

難民申請者等に対する諸権利が多く制限していることは、これまで日韓における外国人政策が「受け入れ」に重点を置きながらも、定住を防止する「管理」中心の政策を取ってきたからであろう。近年にみられる日韓の難民申請者の増加は、継続的な滞在、就労を望む合法滞在者からの申請による側面もある。したがって、難民申請者の「選別」ではなく、非熟練労働者に対する「定住」を視野に入れた受け入れ、統合政策が求められる。このような外国人政策へ転換するとともに、庇護を求める者に対して「管理」から切り離し、「人道」の観点から包摂することが求められよう。

【謝辞】本研究は、日本学術振興会の科研費 (19K02149) の助成を受けた研究成果の一部である。ここに記して感謝を示す。

参考文献

藤原夏人「韓国における難民法の制定」『外国の立法』 国立国会図書館調査及び立法考査局、2012年、128-162 頁

春木育美「日本と韓国における外国人政策と多文化共 生」『東洋英和大学院紀要』10、2014年、17-27頁

本間浩「日本の難民制度」難民問題研究フォーラム編『難 民と人権』現代人文社、2001年、9-26頁

樫田秀樹「人権消滅」『望星』 50(5)~50(12)、2019年 5 月号~12月号

_____「人権消滅」『望星』51(1)、2020年01月号 キム・ジョンチョル、イ・ホテク、宮内博史「韓国難民 法とその施行後の実務」『法律時報』86(11)、2014年、 22-28頁

柏崎正憲「難民条約締結前における日本の入国管理政策 と在留特別許可」『平和研究』48、2018年、109-126頁 児玉晃一「手続の透明性確保と人権侵害を防ぐ法整備 を」『部落解放』783、2020年、33-40頁

지원센터 (2017.12.31기준)」

³⁶ NANCEN 「국내 난민신청자 처우 현황 : 출입국외국인

近藤敦『外国人の人権と市民権』明石書店、2001年

____「一般アムネスティ・在留特別許可・特別アムネスティ」近藤敦・塩原良和・鈴木江理子編著『非正規滞在者と在留特別許可』社会評論社、2010年、167-199頁 松岡佳奈子「韓国の難民保護政策」墓田桂・杉木明子・池田仗佑・小澤藍編『難民・強制移動研究のフロンティア』現代人文社、2014a年、164-172頁

_____「韓国の難民支援センター: 難民保護をめぐ る政府の新施設と市民社会の反応」『難民研究ジャー ナル』 4、2014b年、73-80頁

宮崎繁樹『出入国管理』三省堂、1970年

難民研究フォーラム編『難民研究ジャーナル』5、2015年 難民支援協会編『支援者のための難民保護講座』現代人 文社、2006年

難民受け入れのあり方を考えるネットワーク準備会編『難 民鎖国日本を変えよう!』現代人文社、2002年

根本かおる『難民鎖国ニッポンのゆくえ』ポプラ社、2017 年

呉泰成「収容と仮放免が映し出す入管政策問題」『アジ ア太平洋研究センター年報』14、2017年、32-39頁

_____「難民申請制度の当事者経験」『アジア太平洋研 究センター年報』15、2018a年、12-20頁

_____「定住制限型の合法化」『アジア太平洋レビュー』 15、2018b年、31-46頁

_____「日韓における外国人収容施設の比較検討」『ア ジア太平洋研究センター年報』16、2019年、17-25頁 朴沙羅『外国人をつくりだす』ナカニシヤ出版、2017年 佐原彩子「日本における『インドシナ難民』概念の問題 点』『移民研究年報』19、2013年、51-67頁

坂中英徳・齋藤利男『出入国管理及び難民認定法逐条解 説(改訂第四版)』日本加除出版、[1994] 2012年

Seol, Dong-Hoon and John D. Skrentny. "Why is there so little migrant settlement in East Asia?", International Migration Review 43(3) (2009): 578–620.

申惠丰「韓国における難民認定: 難民法施行後の課題も ふまえて」『青山ローフォーラム』 5(2)、2017年、39-76 百

テッサ・モーリス=スズキ「冷戦と戦後入管体制の形成」 『前夜』3、2005a年、61-75頁

「戦後日本の出入国管理と外国人 政策」有木賢・関根政美編『戦後日本の社会と市民意 識』慶應義塾大学出版会、2005b年、123-143頁

권혁태, 이정은, 조경희 엮음 『주권의 야만: 밀항, 수용소, 재일조선인』 한울아카데미、2017년

노영순 「바다의 디아스포라, 보트피플」 『디아스포라연구』 7 (2)、2013년、75-108.

법무부 『출입국관리 40년사』 2003년

법무부『2018 출입국·외국인정책통계연보』、2019년 이병렬·김희자「캐나다, 호주, 독일, 프랑스 난민정책의 특성에 대한 연구」『한국사회정책』 18(2)、2011년、33-68

정인섭「한국에서의 난민 수용 실행」『서울국제법연구』 16(1) 、2009년、197-222

○資料、調查報告書

キム・ジョンチョル「韓国の難民に関する法制度と処遇 についての小考」2010年(世界難民の日2010関西集会 の資料、2010.06.20)

児玉晃一「日本における難民申請者と収容」2019年 (RAFIO17周年公開セミナー、2019.11.17)

『Mネット』(204号、2019年6月)

RAFIQ(在日難民との共生ネットワーク)編『もっと知 ろう!もっと考えよう!難民のこと』2019年

김세진 「인도적체류지위 제도 문제 및 보충적 보호 지위 신설 필요성」『한국에서 난민으로 살아가기』 2018년 (난 민인정자 처우 현황보고대회: 2018년 9월 19일)

김지림 「난민신청자, 인도적체류자, 난민인정자의 처우비교」『한국에서 난민으로 살아가기』 2018년 (난민인정자 처우 현황보고대회: 2018년 9월 19일)

난민네트워크·대한변호사협회『한국의 공항, 그 경계에 갇힌 난민들: 공항에서의 난민신청 실태조사 보고서』 2016년

민주사회를 위한 변호사 모임、좋은 벗들、피난처 『국내 외국인 난민 인권실태조사 보고서』국가인권위원회、 2004년

이일 「한국 내 시리아 난민 수용의 제 문제: 현황, 심사, 처 우에 관해서」『IF Report』 더미래연구소、2015년

정지윤 「난민신청자 장기구금의 문제들」『화성외국인보호 소 방문활동 시민보고대회: 창살 너머 사람들 보호되지 못한 인권』 2019년 (2019년 6월 14일 프란치스코 교육 회관)

피난처 『국내 인도적체류허가 난민의 실태조사 보고서』 2015년

난민인권센터 (NANCEN) 「국내 난민신청자 처우 현황: 출입국외국인지원센터」https://nancen.org/1739 (2020 年 2 月20日)

『중앙일보』 (2019.09.10) 「불법체류외국인 양산하는 보호 일시해제 제도…매년 30여명 도주」 https://news.joins. com/article/18637421#none (2020년 2 월20일)

『한겨레21』 980호 (2013.10.02) 『한겨레21』 981호 (2013.10.09)